

貝塚市営プール管理運営委託業務詳細説明書

1. 業務内容

(1) 施設全般の維持管理

① 清掃、保全、軽微な営繕、ごみ処理等

ア 清掃については、必要に応じ洗剤等を使用し清掃すること。

イ 発注者の指示に従い、監視台、ベンチ、マット、日除け等備品を搬出、洗浄し設置すること。※6月18日（木）を目途に完了すること。

ウ 花壇の土（凝固土）の除草の際にできる土の陥没箇所については、発注者が準備（支給）する凝固土を使用し埋設すること。

エ プール槽の壁面、底面の苔（コケ）は、ブラシやクリーナーできれいにすること。

また、高圧洗浄機で清掃を行う場合は、プール槽内の排水・給水口や接着箇所等が、剥離及び破損しないように細心の注意を払うこと。

② プール槽の補水等

ア プール槽の清掃は、6月8日（月）を目途に完了すること。

イ その他の清掃は、6月18日（木）を目途に完了すること。

また、注水は、薬剤の節約等を考慮して適切な時期に開始すること。

③ 建築物環境衛生管理技術者による衛生管理

④ その他維持管理に必要な事項

(2) 利用者の安全管理等

① 利用者の安全を保つため、受託者は最善の注意を払うこと。

※入場者が多く監視が十分に行えない場合は、入場を制限し安全確保に努めること。

② 禁止事項（飛び込み等）の行為の防止及び行なった者へ注意し、再発防止に努めること。

③ 遊泳者の監視は、監視台からの監視及び巡回監視を行い、死角をつくることのないよう十分な監視態勢をとること。

④ 幼児プール1人、50mプール4人の専属の警備員を必ず配置すること。

⑤ 事故発生時は、人命を最優先に迅速に対処するとともに、発注者へ速やかに報告すること。

⑥ 開設期間中、AED（自動体外式除細動器）及び応急手当て用救急薬品（虫刺され薬、アルコール洗浄綿、絆創膏、包帯、三角巾、滅菌ガーゼ、はさみ、ピンセット、アイスノン、熱中症対策用品等）は受託者で設置すること。

⑦ プール槽内での使用に支障のない（安全が確保される）市販のメガネバンド（ストラップ）を受託者で準備（10個程度）すること。

- ⑧ プールサイドでは、安全面を考慮し、サンダル等の使用を周知徹底すること。
- ⑨ 従事者の車を駐車する場合は、利用者と接触トラブルにならない場所に駐車すること。
- ⑩ 発注者が用意する「営業中」や「駐輪場」を周知するための、のぼりを設置すること。
- ⑪ カラーコーン、バー等を利用し、駐輪場の整理に努めること。
- ⑫ 利用者が次の事項に該当する場合、プール使用の許可を取消し又はその使用を制限し、若しくは停止をさせること。
 - ・他人の迷惑となる行動及び物品類を携帯していると認められるとき。
 - ・酒気を帯びていると認められるとき。
 - ・保護者が同伴しない幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）の使用が認められるとき。
 - ・その他特に必要があると認めるとき。

(3) 水質管理

- ① ろ過器、滅菌機等の通常運転及び投薬
- ② 水質の検査（水温・残留塩素濃度・PH測定等）
- ③ 水質の検査結果の記録
- ④ 水質の調整

(4) 利用者の入場管理

- ① 入場者のチェック
- ② 利用者数把握及び所定用紙への記録
- ③ 脱衣場等の管理運営

(5) 使用料（券）の徴収・管理

- ① つり銭の準備
- ② 使用券の販売
- ③ 超過料金の徴収
- ④ 売上等の集計及び記録
- ⑤ 売上等を総合体育館へ送達

(6) 留意事項

- ① 学校水泳は、原則、遊泳者の監視を不要とする。
- ② 水泳教室を実施の際は、物品運搬、受付（電話対応含む）等の補助業務を適宜行うこと。
- ③ 蜂の巣、害虫等の駆除は、利用者の安全確保のため、十分注意して行うこと。
- ④ 施設備品として、ホース、大型時計、便所用サンダル、芳香剤、トイレットペーパー、熱中

症対策機材（簡易テント等）については、発注者で用意する。

- ⑤ 施設管理に係る掃除用具（ごみ取り網、ほうき、ブラシ、洗剤等の薬品、ごみ袋）及び管理人、警備員、従事員のユニフォーム、サンダル、帽子については、受託者で用意すること。
- ⑥ 清掃等で出たごみ等は、適切に処分すること。
- ⑦ 施設内の一般ごみの搬出は、以下のとおりとする。ただし、缶・ビンについては、分別を行い、発注者が不定期で回収するため、ごみ袋に入れて適切な場所に保管しておくこと。
 - ・収集日：火・金曜日（6月15日（月）～8月26日（水））
 - ※8月26日は水曜日だが収集を行う。
 - ・収集業者：橋本金属有限会社
 - ・特記事項：午前9時までにプールの門前に出すこと。
- ⑧ 後片付けについて、発注者の指示に従い、監視台、ベンチ、マット、日除け等の備品を洗浄し、収納すること。※8月26日（水）までに完了すること。
- ⑨ プール外に設ける相談窓口については、警備員・従事員に対する仕事の説明の際、電話番号や相談場所を明示し伝えること。

2. 光熱水費の節約

電力（エアコン等）、水道（シャワー、散水等）の使用について、節電、節水意識を持ち、合理的かつ効率的な運営に努めること。